

静岡県環境影響評価連絡会議(庁内関係課)からの意見等に対する事業者の見解
((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般	8	要約書(2)法令等による規制 事業実施想定区域及びその周囲における法令～には、いずれの法令等による制約のある区域は位置していない。と記載してあるが、事業実施想定区域は、海岸保全区域や港湾区域、漁港区域、漁業権等の制約のある区域に位置することから、計画・検討を進める上では、関係管理者との調整をお願いする。	関係管理者との調整については、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	港湾企画課
2	全般	8	要約書(3)環境への配慮 船舶航行の状況については、～東西方向に～存在している。となっているが、浜名湖港口である今切口付近では、南北方向への船舶航行が多く存在していることから、船舶航行の環境に配慮するような明記又は検討をお願いする。	今切口付近の船舶航行についても、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	港湾企画課
3	全般	2 3	海底ケーブルの配置について、陸上げ地点は現在検討中ということであるが、敷設範囲の検討にあたっては、遠州灘に直接排水している排水機場の吐出口への影響を十分考慮いただきたい。【(1)位置の選定】	海底ケーブルの配置については今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	農地計画課
4	全般	2 3	5. ゼロ・オプションの設定について 「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的でないと考えられる」とありますが、法的な問題や、重大な環境影響に対して適切な保全措置を講じることができない場合などは、ゼロ・オプションは選択肢にならないのでしょうか。	「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」によると、「発電事業の場合、配慮書の届出がなされた時点で、事業者自らが必要な電力を供給するという事業目的を達成するため当該事業を実施すると判断したものと考えられ、ゼロ・オプションを設定することは一般的には考えにくい。」とあり、設定しておりません。	生活環境課
5	全般	2 6	2.2.6の「3. 漁業関係者との調整」について、「事業実施想定区域及びその周辺の海域を利用する漁業関係者と、漁業との協調と影響、航行の安全等を協議し、計画を進めて行く予定である。」を「事業実施想定区域及びその周辺の海域(港を含む)を利用する漁業協同組合及び漁業者等の漁業関係者と、漁業との協調と影響、航行の安全等について協議し、漁業関係者の理解・合意を得た上で、計画を進める」に修正してはどうか。	漁業関係者を含めた関係管理者との調整については、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	水産振興課
6	全般	2 6	2.2.6の「3. 漁業関係者との調整」について、当該事業については、事業実施想定区域及びその周辺の海域を利用する漁業関係者の合意を得た上で事業を進めていただきたい。	漁業関係者を含めた関係管理者との調整については、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その過程で事業者としては漁業関係者の合意を得た上で事業を進めていくこととなります。	水産資源課
7	全般	2 6	河川漁協との調整も行っていただきたい。	河川漁協との調整についても、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	水産振興課、 水産資源課

静岡県環境影響評価連絡会議(庁内関係課)からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
8	騒音及び超低周波音	8、 2 6	遠州灘沿岸、天竜川及び馬込川河口付近には、農地等の湛水被害を防止するための排水機場がある。これら施設の電気設備に対する振動、低周波、電波等による影響は想定されるか。想定される場合は、検討対象施設に含めていただきたい。【(4)その他留意が必要な場所等の確認】	本事業が、河川付近の施設に対する影響については、今後方法書以降の手続きにおいて、想定される場合には総合的に検討します。	農地計画課
9	騒音及び超低周波音	2 4 1	竜洋海洋公園、中田島砂丘、旧舞阪町の浜表東駐車場、浜名湖弁天島等で聞こえる遠州灘の海鳴は、H8に環境省が選定した「残したい」日本の音風景100選”に「遠州灘の海鳴・波小僧」として選定されています。風力発電施設が作られることによる地域の音風景(サウンドスケープ)への影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環水大大発第1705261号、平成29年5月26日)に基づき、考慮願います。	騒音及び超低周波音の影響については、配慮が特に必要な施設等以外の項目についても必要に応じて検討していきます。	生活環境課
10	騒音及び超低周波音	2 9 3	騒音及び超低周波音の影響について周囲における配慮が特に必要な施設等を挙げていますが、中田島砂丘等の観光客や釣り人、サーファー、船舶等への影響についても検討してください。	騒音及び超低周波音の影響については、配慮が特に必要な施設等以外の項目についても必要に応じて検討していきます。	生活環境課
11	騒音及び超低周波音	3 0 9	風力発電機の配置等にあたっては、当該施設だけでなく既設施設(例えば磐田ウィンドファーム)との干渉影響も考慮して検討すべき。	騒音及び低周波音については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行う中で、累積的影響についても検討します。	環境 大気生 水科学 学部 研究所
12	水質	6 4	第3.1.2-6表(1)の一番左上の水域名が「竜川水域」となっていますが、「天竜川水域」誤りと思われるので修正願います。	ご指摘の点を踏まえ、方法書で修正します。	生活環境課
13	水質	6 4、 6 5	第3.1.2-6表(2)のBOD及び第3.1.2-6表(3)のSSの環境基準が「〇〇以上」となっていますが、「〇〇以下」が正しいので修正願います。	ご指摘の点を踏まえ、方法書で修正します。	生活環境課
14	地形及び地質	1 5 5	第3.1.5-13図で地形性湧昇域を図示してください。P154で地形性湧昇域を選定基準として、注目すべき生息地(海域)を抽出していますが、第3.1.5-13図で図示されていないので、その範囲を示してください。特に事業実施想定範囲の南側で水深200mから250mの海底溪谷が2箇所あり、栄養塩を豊富に含む深層水の湧昇が考えられるため、このことを踏まえて海域の環境影響評価を行ってください(P171、344も同様)。	地形性湧昇域(海生生物の重要な生息環境)は第3.1.5-13図に示すように事業実施想定区域の南側に設定されています。なお、引用文献ではそれ以上の情報は記載されていませんが、ご指摘の点を踏まえ、今後、方法書以降の手続きで検討していきます。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議(庁内関係課)からの意見等に対する事業者の見解
((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
15	地形及び地質	281、284	海底ケーブル敷設等に伴い砂防指定地で制限行為を行う場合は県と協議をお願いします。	海底ケーブルの配置については今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	砂防課
16	その他(風車の影)	310	「風車の影」について住居等の施設を対象に評価していますが、影の影響を受ける範囲に海域内の漁場や航路等の存在が懸念されます。漁場や船舶等の影響を考慮しない理由を御教示ください。	風車の影については、「発電所に係る環境影響評価の手引」によると、「発電所の運転に伴い、回転する翼の影により地上に明暗が生じ(シャドーフリッカー)、住宅等がこのシャドーフリッカーの範囲内に入っている場合、住民が不快感を覚えることが懸念されるため、参考項目として設定する。ただし、発電所の設置によるシャドーフリッカーの影響が及ぶ可能性のある範囲に民家等が存在しない場合は除く。」とあり、考慮していません。ご指摘の点を踏まえ、今後、配慮が特に必要な施設等以外の影響についても必要に応じて検討します。	生活環境課
17	動物(陸域)	28、91	事業実施想定区域周辺には多くの既存・計画中の風力発電所が存在します。一方、区域周辺にはサシバ・ハチクマ等の鳥類の渡りの経路が確認されており、また、センシティブティマップにおけるチュウヒ・オジロワシ等の注意喚起メッシュにも区域が掛かっているため、事業の影響が懸念されます。周辺風力発電所による累積的影響も含め、鳥類について想定される全ての影響と環境保全措置を十分に検討し、方法書に示してください。	鳥類については、累積的影響の観点も踏まえ、想定される影響について、予測、評価及び環境保全措置の検討に資するための調査計画を検討し、方法書に示します。	自然保護課
18	動物(陸域)	84	天竜川河口は、静岡県レッドデータブック(2004年3月)で「今守りたい大切な自然」に選定されているため、陸域の生息地の選定には、このことも踏まえて行ってください。	引用資料については最新の資料を基に作成しましたが、ご指摘の点を踏まえ、今後、方法書以降の手続きで検討していきます。	生活環境課
19	動物(陸域)	327	事業実施想定区域周辺には重要野鳥生息地(IBA)や海鳥の重要生息地(MIBA)があり、海鳥をはじめとする野鳥の重要な生息地となっていることから、事業の影響が懸念されるため、想定される全ての影響と環境保全措置を十分に検討し、方法書に示してください。	重要な生息地については、事業実施想定区域内及びその周囲にあることを踏まえ、想定される影響について、予測、評価及び環境保全措置の検討に資するための調査計画を検討し方法書に示します。	自然保護課
20	動物(陸域)	331	鳥類専門家の意見にもあるとおり、事業実施想定区域はコアジサシの繁殖地となっており、事業の影響が懸念されるため、想定される全ての影響と環境保全措置を十分に検討し、方法書に示してください。	コアジサシの繁殖地については、事業実施想定区域の周囲にあることを踏まえ、想定される影響について、予測、評価及び環境保全措置の検討に資するための調査計画を検討し方法書に示します。	自然保護課
21	動物(陸域)	335、372	評価結果の留意事項に「事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。」とありますが、今後の方法書等において環境保全措置の内容を回避、低減、代償に区分して、検討結果をしっかりと示してください。(代償措置の検討だけで環境保全措置を実施したことにはしないこと)	陸域に生息する動物への影響については、方法書において予測、評価及び環境保全措置の検討に資するための調査計画を示し、調査及び予測の結果を踏まえ、適切に検討した環境保全措置について、準備書で具体的に示します。	自然保護課

静岡県環境影響評価連絡会議(庁内関係課)からの意見等に対する事業者の見解
((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
22	動物 (海域)	3 3 6、 3 3 8	動物の重要な種の選定基準(海域)に、「静岡県立自然公園条例」の指定動物(海棲爬虫類:アカウミガメ)を加えてください。	ご指摘の点については方法書で追記します。	自然保護課
23	動物 (海域)	3 3 6	変電施設や海底ケーブルの配置により、動植物・生態系への影響のおそれがあるため、海底ケーブル敷設の可能性範囲についても個別に予測・評価を行ってください。特にアカウミガメの生息環境及び餌料環境について考慮した上で環境影響評価を行ってください。	変電施設については、送電設備に含まれるため、アセスの対象外としています。海底ケーブルの配置については、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討します。	生活環境課
24	動物 (海域)	3 4 5、 3 4 6	海棲哺乳類・爬虫類専門家の意見にもあるとおり、事業実施想定区域に隣接する遠州灘はアカウミガメの重要な産卵場所となっており、事業の影響が懸念されるため、工事中の光など想定される全ての影響と環境保全措置を十分に検討し、方法書に示してください。	アカウミガメへの影響については、事業実施想定区域の周囲にあることを踏まえ、想定される影響について、予測、評価及び環境保全措置の検討に資するための調査計画を検討し方法書に示します。	自然保護課
25	動物 (海域)	3 5 1、 3 7 2	評価結果の留意事項に「事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。」とありますが、今後の方法書等において環境保全措置の内容を回避、低減、代償に区分して、検討結果をしっかりと示してください。(代償措置の検討だけで環境保全措置を実施したことにしないこと)	海域に生息する動物への影響については、方法書において予測、評価及び環境保全措置の検討に資するための調査計画を示し、調査及び予測の結果を踏まえ、適切に検討した環境保全措置について、準備書で具体的に示します。	自然保護課
26	景観	2 4	発電機の色について記載がない。景観と調和した色彩についての見解を示すこと。	風力発電機の色については、機種を選定を含めて、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行い、景観と調和したものとなるよう検討し、フォトモンタージュを示す予定です。	景観まちづくり課
27	景観	3 6 4	可視領域に含まれるJR東海道線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路からの眺望について、シミュレーション等により確認すること。	ご指摘のJR東海道線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路からの眺望については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等により確認し、必要に応じてフォトモンタージュによる予測を行います。	景観まちづくり課
28	景観	3 6 4	第4.3 6-3図で示されているとおり、可視領域は広範囲に渡っているため、早期段階でフォトモンタージュ等を住民等関係者に広く示し、それぞれの地域からの見え方についての意見を聴くようにしてください。	ご指摘の点を踏まえ、今後、方法書以降の手続きで配慮していきます。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議(庁内関係課)からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
29	景観	3 6 5	主要な眺望点のうち、垂直見込角が6°を超える6地点の眺望について、シミュレーション等により確認すること。	主要な眺望点については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及びフォトモンタージュによる予測を行う予定です。	景観まちづくり課
30	景観	3 6 5	主要な眺望点について、上限と記載している「垂直視野角を6°」未満となるよう再検討すること。	景観への影響については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行い、景観と調和したものとなるよう風力発電機の配置を検討します。	景観まちづくり課
31	景観	3 6 5	風力発電施設の設置位置は海岸保全区域外であり、海岸管理者としての意見はありませんが、「中田島砂丘」からの眺望では垂直視野角が10度となる予測となっており、海岸景観に影響を及ぼすおそれがあるため、施設の設置位置、配置、施設の配色等を検討し、海岸景観への配慮をお願いします。	景観への影響については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行い、景観と調和したものとなるよう風力発電機の配置や色彩を検討します。	河川企画課
32	その他	1 3	事業実施想定区域は、県立自然公園の区域ではありませんが、ケーブル等の関連設備が公園区域内に設置される場合は、事前に市自然公園担当課と県自然保護課に相談してください。	海底ケーブルの配置については今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	自然保護課
33	その他	2 7	第一種事業に係る工事の輸送計画について、輸送経路(大型部品等)、道路の改変および工事工程等の詳細な計画を今後提出される方法書にて記載願います。	工事の輸送計画についても、基地港を含めて、方法書において、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	道路企画課
34	その他	7 5	(2) 土壌汚染の4行目について、土壌汚染対策法は、令和4年6月17日に附則の改正が行われていますので、訂正をお願いします。	ご指摘の点を踏まえ、方法書で修正します。	生活環境課
35	その他	2 7 4	「浜名湖県立自然公園」及び「御前崎遠州灘県立自然公園」の指定根拠は、「静岡県立自然公園条例」であるため、4行目の文章を『～自然公園法(…)及び「静岡県立自然公園条例」(昭和36年静岡県条例第53号)に基づく～』とし、項目名も『①自然公園法等に基づく自然公園』としてください。	ご指摘の点については方法書で修正します。	自然保護課

静岡県環境影響評価連絡会議(庁内関係課)からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
36	その他	276、 32288、 3388、	自然関係法令等について、「静岡県希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区」の有無も記してください。	生息地等保護区については、静岡県内には設定されていないので、方法書では指定のないことを追記します。	自然保護課
37	その他	281	(4)国土防災関係で、港湾・漁港における津波・高潮対策に係る事項が示されていないので、関係法令等を確認し記載してください。また、港湾・漁港における津波・高潮対策等を確認した上で、必要に応じて図面を追加願います。	津波・高潮対策については、方法書以降の手続きにおいて、必要の応じて追記します。	生活環境課
38	その他	282	変電所の設置や海底ケーブルの陸揚げ位置は検討中とされていますが、海岸沿いには保安林が存在するため、陸上施設の計画においては、農林事務所へ保安林の範囲及び必要な手続きを確認してください。	海底ケーブルの配置については今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報も踏まえて検討していきます。	森林保全課